

営業所・製造所の平面図		
営業所・製造所の所在地		
営業所・製造所の名称		電話 ()

(注意)

- 輸入業は
- 1 営業所の平面見取図を記入すること。
 - 2 毒物劇物貯蔵所を**朱書**すること。
 - 3 倉庫を借用した場合は賃貸契約書及び倉庫の図面を別に添付すること。
- 製造業は
- 1 工場全図に毒物劇物作業場及び貯蔵所を**朱書**すること。
 - 2 毒物劇物作業場については詳細に記入すること（床面の種類、廃液の処理方法、有害ガスに対する施設等）。
 - 3 すべてを記載できない場合は別紙のとおりとし、別紙を添付すること。